

資料 7

女子差別撤廃委員会からの最終コメント指摘事項に対する取組の方向性について

勸 告	取 組 の 方 向 性
22. 委員会は、条約の第 1 条に沿った、直接及び間接差別を含む、女性に対する差別の定義が国内法にとりこまれることを勧告する。委員会は、また、条約についての、とりわけ間接差別の意味と範囲についての、特に国会議員、司法関係者、法曹一般を対象とした、意識啓発のためのキャンペーンを行うことを勧告する。	＜直接及び間接差別を含む差別の定義のとりこみ＞ 【内閣府】 間接差別については、男女共同参画社会基本法の制定の際にも議論がなされたが、何をもって間接差別というのか社会的合意が得られておらず、間接差別、直接差別という概念で整理することは適当でないとの考え方により、規定には盛り込まれなかった。 しかし、性別による差別的取扱いの問題については、基本法においてはその基本理念の一つとして、第 3 条で「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」が規定されており、間接的な差別的取扱いもこれに含まれている。 間接差別については、今後とも、厚生労働省における雇用の分野についての検討(※)の結果も含め何が間接差別に当たるかについての社会的合意の動向を注視しつつ、同法第 3 条の基本理念にのっとり、適切に対処していくこととしている。 ※厚生労働省での雇用の分野における間接差別についての検討状況(参考) いわゆる「間接差別」については、我が国においては雇用の分野に限ってみても何をもって間接差別というのか社会的合意が得られておらず、問題としている範囲も人により異なる状況にあり、まずはどのようなケースが差別となるのかについて、合意形成のための議論を行うことが重要と考える。 なお、現在、厚生労働省において、雇用分野における間接差別について、どのようなケースが差別となるかについて検討を行っており、平成16年6月に取りまとめられたところである。 ＜意識啓発キャンペーン＞

24. 委員会は、女性と男性の役割についての従来の役割分担意識に基づく態度を変えるために、締約国が人権教育、男女平等についての教育等の教育システムにおける包括的なプログラムを策定、実施すること、また、条約についての情報や男女共同参画に対する政府の姿勢を広めることを勧告する。委員会は、締約国が調査や世論調査を性別のみならず、年齢別にも行い、その結果に基づき、子育てを母親と父親双方の社会的責任とする考え方を促進することを目指す取組を拡大することを勧告する。委員会は、意識啓発キャンペーンが強化されること、メディアが女性のポジティブなイメージや私的、公的領域における男女の平等な地位と責任を伝えるよう奨励されることを勧告する。

【内閣府】

政府としては、広報誌やビデオ等の作成・配布や各種広報啓発行事の開催、協力等の広報啓発活動を推進し、広く男女共同参画社会の形成促進に向けた機運の醸成を図っており、今後ともそうした取組を強化していくこととしたい。

＜人権教育、男女平等教育、子育てを母親と父親双方の社会的責任とする考え方の促進＞

【法務省】

法務省の人権擁護機関では、女子差別撤廃条約を締結する以前の昭和50年度から、女性の人権擁護と地位向上を訴えるため、「女性の地位を高めよう」を人権週間（毎年12月4日から10日までの1週間）の強調事項として掲げるなど、人権週間を中心に年間を通じて、女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、ポスター等の作成・配布、各種イベントにおける啓発活動を、全国各地で行っているところである。

今回の勧告の趣旨も踏まえながら、今後とも、女性の人権に関する各種啓発活動に努めていきたい。

【文部科学省】

男女共同参画社会の実現に向けて、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、幼少時から、男女平等の理念に基づく教育が、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において行われることが重要と考えている。

文部科学省では、男女共同参画社会の実現に向けて、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の推進を図っているところである。

具体的な施策の方向性として、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等及び相互の理解・協力について適切に指導するとともに、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、進路指導・就職指導を充実。また、教職員の男女共同参画に関する理解の促進に向けた研修を充実している。

社会教育においては、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくため

の学習機会を充実するとともに、社会教育に携わる者に対して、様々な機会を活用して、男女共同参画についての意識啓発に努めている。

家庭教育においては、子育てのヒント集として平成11年度から配布している家庭教育手帳等において夫婦は互いに尊重しあい、共同して子育てをすることなどを呼びかけている。

今後とも、男女の平等や男女相互の理解・協力に関する教育の充実等に努め、男女共同参画社会の形成に向けて取り組んでいきたい。

<条約についての情報、男女共同参画に対する政府の姿勢の周知、意識啓発キャンペーン>

【内閣府】

条約について、ホームページ上に掲載しているほか、実施状況報告作成に当たっても情報提供等を行っており、今後とも引き続き様々な機会をとらえ、広報、周知に努めていきたい。

男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう、平成13年度から、「男女共同参画週間」(6月23日から29日まで)を実施しており、地方公共団体、女性団体、その他の関係団体の協力の下、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催等の各種行事を実施している。

また、男女共同参画推進本部、地方公共団体、女性団体等の活動状況等を広く知らせるため、男女共同参画推進本部ニュースを隔月で発行したり、男女共同参画の総合情報誌である「共同参画21」を刊行しているほか、インターネットホームページ等の多様な媒体を通じた広報啓発活動を推進している。

さらに、広く各界・各層における男女共同参画に関する取組を促進するため、地方公共団体や NGO 等との連携により、「男女共同参画宣言都市奨励事業」、「全国男女共同参画宣言都市サミット」、「男女共同参画フォーラム」その他各種研修事業等を実施しており、今後もこうした取組を強化していく。

<メディア>

【内閣府】

内閣府ではメディアの自主的取組を促すため、新聞社、放送局、広告代理店等マスメディアのトップとの意見交換の場を設け、ステレオタイプ・イメージの女性描写の是正や意思決定レベルへの女性の参画の促進を促した。また、国の行政機関など公的機関の広報における表現について、男女共同参画の視点を加えることで、より効果的で共感が得られるものとなるよう、留意すべき事項をまとめた公的広報の手引を作成したが、

26. 委員会は、ドメスティック・バイオレンスを含む女性に対する暴力の問題に、女性に対する人権の侵害として取り組む努力を強化することを締約国に要請する。特に、委員会は、配偶者暴力防止法を拡大し、様々な形態の暴力を含めること、強姦罪の罰則を強化すること、近親姦を個別の犯罪として刑罰法令に含めること、委員会の一般勧告 19 に基づき、暴力を防止し、被害者に保護、支援、その他のサービスを提供し、犯罪者を処罰するための政策を実施することを、締約国に要請する。委員会は、ドメスティック・バイオレンスを受けて別居している外国人妻の在留許可の取り消しは、その措置が当該女性に与える影響について十分に評価した後でのみなされることを勧告す

この手引は HP にも掲載し、公的機関のみならず民間企業等を含め一般の参考に供している。今後ともメディアの自主的取組を促進するための効果的な働きかけを検討していきたい。

【総務省】

「男女共同参画基本計画」(平成12年12月閣議決定)においては、「メディアにおける男女共同参画の推進」として、「政府はメディアの自主的取組を促す」とされており、総務省は、放送事業者に対し、文書にて同基本計画の理解及び協力について要請し、趣旨に沿った取組を促しているところ。

放送事業者においては、番組基準の策定及び番組審議機関を設置することなどにより、自律的に放送番組の適正化を図っている。

総務省としては、放送事業者において、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、放送番組編集等に当たり適切に対応されることを期待しつつ、必要に応じてその趣旨の周知徹底に努めたいと考えている。

<配偶者暴力防止法の拡大>

【内閣府】

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会において、平成15年6月に報告書「配偶者暴力防止法の施行状況等について」を取りまとめ、法施行後1年余りの関係機関の取組状況を把握するとともに、保護命令の対象の拡大を含む法の見直しに関する論点について言及した。

配偶者暴力防止法の改正等については、参議院共生社会に関する調査会「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の見直しに関するプロジェクトチーム(以下「参議院PT」という。)において、同法の改正案が策定され、平成16年5月27日に衆議院本会議で可決され成立し、6月2日に公布された(施行は12月2日)。

【法務省】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しの要否については、様々な指摘や議論があることは十分承知しており、法務省においても、関係部局において必要な検討を行っているところである。

る。委員会は、締約国がいわゆる「従軍慰安婦」問題を最終的に解決するための方策を見出す努力を行うことを勧告する。

この問題について、法務省としては、同法の見直しに関して、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会が議論すべき点について取りまとめた報告書も踏まえ、参議院 PT における議論も見守りつつ、今後とも、必要な検討を進めることとしているところである。

なお、勧告の「配偶者暴力防止法を拡大し、様々な形態の暴力を含めること」の趣旨は、①同法の定義規定における暴力の範囲に様々な形態の暴力を含めること及び②保護命令発令の原因となる行為の範囲に様々な形態の暴力を含めることのいずれに関するものかが明らかでないが、仮に、勧告が②の暴力の範囲を性的暴力又は精神的暴力(※)一般にまで拡大するという趣旨を含むものであるならば、被害者の生命・身体确保安全を目的とする現行法上の保護命令制度の趣旨との関係で慎重に検討する必要があると考えている。

※上記「性的暴力又は精神的暴力」は、身体に対する不法な攻撃に当たらない性的暴力(例避妊に協力しないこと、見たくないポルノビデオ等を見せること)又は精神的暴力(例何を言っても無視すること、交友関係を細かく監視すること、人格を否定するような暴言を吐くこと)である。

<強姦罪・近親姦について>

【内閣府】

「強姦罪の法定刑の引上げ」や「児童虐待(近親者による性的虐待)」については、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会において、女性に対する暴力についての取り組むべき課題の一つとして取り上げられ、検討された。その結果は、平成16年4月に男女共同参画会議へ報告され、強姦罪の法定刑の引き上げについては、現行の2年以上の有期懲役を3年以上に引き上げること、家庭内における児童に対する性的虐待については刑法や児童福祉法による加害者の厳正な処罰と被害者の保護に努めるとともに事案の顕在化を促すことなどが提言された。

【法務省】

強姦罪については、現行の刑法(第177条から第179条まで)では、2年以上(15年以下)の有期懲役に処するとされている。検察当局においては、悪質な事案に対して厳正な科刑を求めるなどして対処してきたものと承知している。検察当局においては、今後とも、事案に応じ適切な処罰が実現するよう努めていくものと承知している。

なお、犯罪の法定刑については、その罪の罪質や他の罪の刑との均衡、その犯罪によって起きる被害の

内容、程度等種々の観点を総合的に考慮した上で定められるべきものである。法務省としては、近年においても、特に性犯罪の被害者への配慮という観点から、強姦罪の告訴期間の撤廃やビデオリンク制度の導入などの法整備を行ってきたものであり、強姦罪の法定刑についても、凶悪犯罪への対処の在り方の問題とも併せ、検討していきたい。

親族間において性交渉を強いる行為について、暴行・脅迫を伴ったり、事実上の影響力を及ぼしたりなどした場合には、刑法の強姦罪、強制わいせつ罪や児童福祉法違反の罪として処罰されうる。検察当局においては、親族間における事案に対しても、事案に応じて厳正に対処しているものと承知している。

<暴力の防止、被害者への保護、支援>

【内閣府】

配偶者からの暴力の被害者への支援については、内閣府男女共同参画局のホームページにおいて、有用な法律、制度等に関する情報を提供しており、今後も継続していく。

また、研修用教材「配偶者からの暴力相談の手引」を作成するとともに、女性センター等関係機関の相談業務に携わる職員を対象とした研修も開催しており、今後も本業務に役立つ内容になるよう努めていく。

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会において、平成14年4月以降、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策について、調査検討がなされ、その結果は、平成16年4月の男女共同参画会議へ報告された。

【警察庁】

警察では、「女性・子どもを守る施策実施要綱」(平成11年12月)に基づき、女性・子どもが被害者となる犯罪等について、刑罰法令に抵触する事案につき、被害者の立場に立った捜査を推進し、適切に検挙措置を講ずることはもとより、刑罰法令に抵触しない事案についても、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から対策を講じている。

相談業務については、女性警察職員を配置した相談窓口の設置、警察施設外の相談スペースの借り上げなど、被害者が相談しやすい環境の整備に努めている。

今後とも、女性・子どもに対する犯罪に厳正に対処するとともに、防犯対策の強化、被害に遭った女性・子

どもに対する支援等を図っていく。

【法務省】

女性に対する暴力については、従来から、検察当局において、これに係る刑事事件（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に係る保護命令違反事件も含む。）につき、警察等とも連携しながら所要の捜査を遂げた上、各事案の特性を勘案しつつ、その適正な処理に努めているところと承知している。

また、法務省の人権擁護機関においても、女性に対する暴力を重大な人権問題として取り上げ、その防止のため積極的に啓発活動を行うとともに、近時の女性を取り巻く人権状況にかんがみ、平成12年7月から「女性の人権ホットライン」を全国50の法務局・地方法務局に設置して、女性の人権問題をめぐる相談体制の強化を図り、このホットラインなどにより、女性に対する暴力が行われているとの情報を得た場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果、暴力行為があった、あるいは継続して行われていると認められる場合には、その行為者等に対して人権尊重思想の啓発を行うことにより、暴力行為の中止や再発の防止を図るなど、被害者の救済に努めている。

法務省としては、今後とも、DV法などの関係法令の趣旨を踏まえ、関係省庁との協力を図りつつ、これらの取組を一層充実させていきたいと考えている。

【厚生労働省】

DV被害者に対しては、従来より、婦人相談所等において保護・支援を行ってきたところであるが、DV法の施行に伴い、平日のみならず休日・夜間相談への対応、被害者の心のケア対策、職員に対する専門研修の実施など、婦人相談所の機能の強化を図るとともに、DV被害者に同伴児等がいる場合は、母子生活支援施設等への入所など、DV被害者の実情に応じた支援を行っているところである。また、DV被害者の保護の充実を図るため、平成14年から、社会福祉施設や一定の基準を満たす民間シェルターに一時保護を委託する制度を創設したところである。

さらに、平成16年度新規事業として、一定数以上の同伴乳幼児を保護（1日平均4人以上）する婦人相談所の一時保護所に、主に同伴乳幼児の対応を行う指導員を配置し、被害者が自立に向けた取り組みを安心して行える環境を整備することとした。

配偶者暴力防止法の改正案については、平成16年5月に衆議院本会議で可決され成立したところであり、厚生労働省としても、改正法の趣旨を踏まえ、DV被害者に対する必要な支援を図ってまいりたい。

<外国人妻の在留許可>

【法務省】

ドメスティック・バイオレンスを理由とする別居又は離婚の状況が発生した外国人妻の在留については、当該被害者が引き続き本邦での在留を希望する場合には、別居又は離婚の事実のみをもって直ちに在留資格を取り消す等の措置は執ってはならず、別居又は離婚の経緯、本邦での在留状況、引き続き本邦で在留を希望する理由及び本邦での生活能力等を総合的に考慮して在留資格を判断している。婚姻関係が既にその実態を失い形骸化しているとき、又は離婚したときには、「日本人の配偶者等」の在留資格に該当しないこととなるが、この場合において、在留資格の変更を認めるに足る相当の理由があるときには、加害者である配偶者の協力を得ずとも、「定住者」等の他の在留資格への変更を許可することとしている。

今後も、引き続き外国人の人権等に配慮した取扱いを行っていく。

<「従軍慰安婦」問題について>

【外務省】

いわゆる従軍慰安婦問題を含め、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、政府としては、サン・フランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他関連する条約等に従って誠実に対応してきているところであって、これらの条約等の当事国との間では法的に解決済みである。

しかしながら、いわゆる従軍慰安婦問題については、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であると認識しており、政府は、これまでもお詫びと反省の気持ちを様々な機会に表明してきている。政府としては、本件問題への対応につき国民的な議論を尽くした結果、既に高齢となられた元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、これらの条約等の当事国との間では、賠償並びに財産及び請求権の問題が法的に解決済みであることから、「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)により対応することが最も適切かつ最善の方法であると判断し、これまで「基金」の事業に対し最大限の協力を行ってきた。

これまで「基金」の活動に対し、国民の多くの方々の賛同を得、多くの方々から募金等の分野で多大の協力を得てきていることについて、政府としては、勇気づけられている。「基金」の事業は着実に進展し、事業を受け取られたの方々の中からは感謝の意が寄せられているものと承知している。

政府としては、今後とも、こうした「基金」の事業に表れた日本国民の本問題に対する真摯な気持ちに理解が得られるよう最大限の努力を行っていく考えである。

28. 委員会は、締約国が女性・女児のトラフィッキングと戦うための取組を強化することを勧告する。委員会は、締約国がこの問題に対処し、加害者への適切な処罰を確保するための包括的な戦略を策定することを目的として、体系的にこの事象を監視し、被害者の年齢、出身国を示す詳細なデータを収集することを要請する。委員会は、締約国が次回の報告に女性・女児のトラフィッキング及びそれに関連してとられた措置についての包括的な情報、データを提供することを要請する。

<トラフィッキングへの取組の強化、データの収集及び次回報告での提供>

【内閣官房】

人身取引に対する関係省庁の取組を強化するとともに、これまで以上に関係省庁間の緊密な連携を図り政府が一体として本件に取り組んでいくことを目的に、内閣官房副長官補を議長とする関係省庁連絡会議（警察庁、法務省、外務省、厚生労働省）が設置された。右会議において、加害者の処罰、被害者の保護を始めとする我が国の人身取引対策の諸施策が合意され、今後、政府を挙げてその諸施策を早急に講じる予定。

【内閣府】

女性のトラフィッキングについては、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会において、女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策の一つとして取り上げられ、検討された。その結果は、平成 16 年 4 月の男女共同参画会議へ報告された。

【警察庁】

トラフィッキング被害者に係るデータの収集については、警察庁としては、トラフィッキング事案に係る者であることを確認した都度、当該トラフィッキング事案に係る者の年齢・出身国等とはもとより、騙されて来日したかどうか、売春強要があったかどうか、高額債務を負わされていたかどうか、稼働の形態はどうかなどについて、都道府県警察から警察庁に報告すべき旨指示しており、当該指示内容については警察庁のホームページ上で公開している。こうした報告に基づき、警察庁は、検挙したトラフィッキング事案の取りまとめを行っているところである。

【法務省】

我が国においては、トラフィッキングとされる行為について、刑法、職業安定法、労働基準法、出入国管理及び難民認定法、売春防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等においても、犯罪として処罰することとしている。また、児童を対象としたトラフィッキングに対しては、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律等においても処罰が可能である。このように、我が国の法制度全体によって、その処罰が適切に行われることになっており、これらを厳正に運用して、トラフィッキングとされる事案について対処してきたところである。

国連の国際組織犯罪防止条約人身取引補足議定書の締結に向け、関係省庁が協議をするなどして、準

	備作業に当たっている。また、児童を対象としたトラフィッキングについては、上記議定書及び児童の権利条約選択議定書の締結に向け、児童福祉法の改正等について、関係省庁が協議をするなどして準備作業に当たっている。このような法整備や法執行を十分なものとするため、トラフィッキングの実態を把握することは必要であると考えており、関係省庁が連携してトラフィッキングの実態をより適切に把握するための検討も行っている。 【外務省】 (1) 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(仮称) 本議定書は、人身取引という行為を犯罪とすることを締約国に義務付けた上で、人身取引の被害者の保護、人身取引の被害者の送還、出入国管理に関する措置等について規定している。 外務省としては、近年急速に複雑化、深刻化している国際的な組織犯罪に効果的に対処するためには、国際社会全体の協力が不可欠であるところ、人身取引の防止及び人身取引の犯罪が行われた場合の国際協力などを目指す本件議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約とあいまって大きな意義を有すると考えており、本件議定書の早期締結を目指すことによって、その効果的な実施のために主導的な役割を果たすとともに、国際的な組織犯罪への対策に係る法整備や法執行機関の強化を通じて国際的な組織犯罪と戦うための協力の一層の強化に努めて行く必要があると考えている。 議定書締結の前提となる国際組織犯罪防止条約の締結が完了次第できるだけ早い時期に締結することを目指して、関係省庁等との間で検討を進めているところであり、具体的には、条約を実施するための国内法整備の可否及びその内容につき年内に関係省庁間での検討を終えた上で次期(2005年)通常国会への提出を目標としている。 (2) トラフィッキング根絶のための国際協力の促進の検討 (イ) 人身取引問題に関する国際シンポジウム等の開催 以下の国際シンポジウム等の開催を通じ、国内外における意識喚起、社会啓発を行うとともに、政府、NGO、国際機関など様々なアクターが意見交換や協力を行う場を提供している。 (a) 人のトラフィッキングに関するアジア太平洋地域シンポジウム(平成12年1月) (b) 第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(横浜会議)(平成13年12月)
--	--

30. 委員会は、締約国に、次回の報告に、日本のマイノリティ女性の状況に関するデータを含む包括的な情報、特に彼らの教育、雇用、健康状況や暴力被害についての情報を提供することを要請する。	(c) 児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウム(平成15年2月) (ロ) アジア地域における協力枠組み(バリ・プロセス) インドネシアと豪の共催による「人の密輸・不法移民及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議」(アジア大洋州、中東から38か国及び関係機関が参加。)のフォローアップ・プロセス(以下「バリ・プロセス」)において、我が国は「情報共有分野」の調整役を担当し、ウェブサイトの掲載情報の整備、情報共有活動の活性化に関する報告書の作成、情報交換会議の開催等の活動を行い、本枠組み関係国間の情報共有の向上に努めている。また、我が国はバリ・プロセスのすべての作業部会に専門家を参加させ、我が国の持つ経験・知識を関係国に広める努力をしている。 (ハ) 国際機関や基金との協力 (a) 国際移住機関(IOM)を通じ、「メコン地域におけるトラフィッキング犠牲者帰国リハビリ支援」、「ベトナムにおける人の密輸防止キャンペーン」、「フィリピンにおけるトラフィッキング関連情報の強化計画」等のプロジェクトへの資金拠出支援。 (b) 我が国が国連に設置した「人間の安全保障基金」を通じ、「カンボジア及びベトナムにおける児童及び女性の人身売買のコミュニティ・レベルでの防止」(国際労働機関(ILO)が実施)、「フィリピンにおける人身売買の被害者支援」(国際犯罪防止センター(CICP)が実施)等のプロジェクトへの資金援助。 【厚生労働省】 各都道府県に設置されている婦人相談所(47カ所)では、各種の問題を抱えた女性に対し、相談、保護を行っており、必要な場合には付設する一時保護所に一時的に入所させることも行っている。これらの事業について国籍要件は課しておらず、外国人も対象となっている。実際にトラフィッキング被害女性を保護している事例もあり、今後とも、婦人相談所を被害者シェルターとして活用していく。 <マイノリティ女性についての情報> 【内閣府】 内閣府としては、関係各省庁と十分協議しつつ、次回報告での取扱いについて検討を進めていきたい。
---	---

32. 委員会は、締約国が、公的活動のあらゆる分野、特にハイレベルの政策決定過程に女性が参画する権利を実現するため、なかでも条約の第4条1に基づく暫定的特別措置の実施を通じ、政治的・公的活動における女性の参加を拡大するための更なる取組を行うことを勧告する。委員会は、締約国が、将来の女性指導者への訓練プログラムを支援すること、男女共同参画実現のためには意志決定過程への女性の参画が重要であることを啓発するキャンペーンを実施することを要請する。

<女性の参画拡大の取組、啓発キャンペーン>

【内閣府】

国の審議会等への女性委員の登用について、男女共同参画推進本部が平成12年8月15日に決定した「平成17年度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」という目標に向けて、国の審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表している。また、その調査結果を毎年閣議に報告し、関係閣僚に対し女性委員登用の促進についての努力を呼びかけている。

平成15年4月8日の男女共同参画会議において決定された「女性のチャレンジ支援策について」において、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励することとされた。

また、同年6月20日の男女共同参画推進本部においては、同決定の推進のため、政府が民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むこととされた。

これらの決定を受け、様々な分野への女性のチャレンジ支援のため、平成15年度において、ロールモデルとしての体験談等の事例を提示するなどの「チャレンジ・キャンペーン」を実施した。

さらに、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度に」という目標に関して政府が率先垂範するため、

①政府全体としての目標を設定し、目標達成に向けた具体的取組を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組を推進する。

②必要な制度面及び運用の整備・改善事項等を検討する

こと等を内容とする「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」を平成16年4月27日に男女共同参画推進本部にて決定した。

これを受け、平成16年4月28日には各省庁人事担当課長会議を開催し、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」、

①女性の採用の拡大のため、積極的な募集活動、受験者数・合格者数の増加のための取組(人事院に要請)を行う

	②女性の採用の拡大のための取組を進める際の当面(平成22年度(2010年度)頃まで)の政府全体の女性採用者割合の目安としてⅠ種事務系(行政・法律・経済)については30%程度、その他試験についてはできる限り割合を高めることを目標とする(なお、平等取扱、成績主義の原則を前提としつつ、積極的改善措置により女性の採用を計画的に拡大することを目指すものであり、目標に沿った採用が可能となるよう女性合格者割合が増加することが前提) ③女性の登用の拡大のため、計画的な育成、職域の拡大に努める ④超過勤務の縮減、育児休業、介護休暇等の取得促進を図る 等の目標及び具体的取組を申し合わせた。 また、男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会において、国の審議会等委員への女性の参画の促進について監視を行い、平成14年7月に男女共同参画会議で報告し、30%の早期達成を図るためには、今後一層の努力が必要であると意見を述べた。 【総務省】 (1)国家公務員について 「平成16年度における人事管理運営方針」(平成16年3月総務大臣決定)において、各府省に対し、女性国家公務員の採用・登用の促進について総合的かつ計画的な取組の推進を要請したところ。今後とも各府省に対し積極的な取組を要請していく予定である。 (2)地方公務員について 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性地方公務員の参画拡大のため、男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、地方公共団体に対し、女性地方公務員の採用・登用等に関する要請、情報提供等を行っている。引き続き、男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、地方公共団体における女性職員の登用・職域拡大等が推進されるよう努める。 【人事院】 国家公務員については、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」に基づき、各府省は2005年度までの目標を定めた「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、女性職員の採用・登用の拡大を目指して取組を進めているところである。 人事院では採用試験合格者に占める女性の割合について目標値を設定し、女性を対象とした募集活動
--	--

34. 委員会は、締約国が雇用機会均等法に関連するガイドラインを改正すること、労働市場における男女の事実上の機会均等の実現を促進する努力を特に条約第4条1に沿った暫定的特別措置を用いて増すことを要請する。委員会は、特に教育、訓練、効果的な強制メカニズム、進捗状況の体系的な監視を通じて、水平的・垂直的な職務分離を撤廃するための取組がなされることを勧告する。委員会は、家族的責任と職業上の責任の両立を可能にする施策が強化されること、家庭内の仕事の男女間での平等な分担が促進されること、家庭や労働市場における女性の役割についての固定観念に基づく期待が変わることが奨励されることを勧告する。

を展開するとともに、登用に資するため、女性職員を対象とした研修を実施しているほか、女性幹部職員の登用を進めるためのシステム等について更に幅広く検討する予定である。

また、各府省の2006年度以降の計画の策定と実施に関連して、人事院の指針の見直しを行い、各府省の計画の進捗状況等をよく見極めて、更に積極的に取組を推進することとしている。

＜雇用機会均等法に関連するガイドラインの改正＞

【厚生労働省】

女子差別撤廃委員会からは、コース別雇用管理制度の在り方や運用についての是正が求められていると受け止めている。

コース別雇用管理制度については、平成12年6月に策定された「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」に基づき、コース等で区分した雇用管理を導入している企業を対象に、制度の内容及び運用実態を把握し、留意事項に沿った雇用管理となるよう指導を実施しているところであるが、女子差別撤廃委員会からの指摘も踏まえ、男女差別的取扱いにならないコース別雇用管理制度の在り方や運用について、今後具体的な方策を考えていきたい。

＜男女の事実上の機会均等の実現を促進する努力＞

【厚生労働省】

実質的な男女均等を実現し、女性がその持てる能力を最大限発揮できるようにするためには、ポジティブ・アクションが不可欠であることから、厚生労働省では、均等推進企業表彰の実施、企業の自主的な取組を促すための「女性の活躍推進協議会」の開催等により、ポジティブ・アクションの全国的な普及に努めている。

厚生労働省においては、平成14年11月から有識者による男女雇用機会均等政策研究会を開催し、その中でポジティブ・アクションの効果的な推進について検討課題の一つとして掲げ、検討を行っているところであり、平成16年6月に取りまとめられたところである。

＜水平的・垂直的な職務分離を撤廃するための取組＞

【厚生労働省】

男女の水平的・垂直的な職務分離を実質的に解消するためには、ポジティブ・アクションを促進することが不可欠であることから、厚生労働省では、均等推進企業表彰の実施、企業の自主的な取組を促すための「女性の活躍推進協議会」の開催等により、ポジティブ・アクションの全国的な普及に努めている。

また、企業の採用担当者等が、男女雇用機会均等法に沿った選考を徹底するよう、採用選考ルールブックを配布するほか、女性の職域拡大を図る観点から、進学・就職の際に女子学生自身が的確な職業選択を行えるよう、就職ガイドブックの配布、意識啓発セミナーの開催等により、女子学生の意識啓発に努めている。

厚生労働省においては、平成14年11月から有識者による男女雇用機会均等政策研究会を開催し、その中でポジティブ・アクションの効果的な推進について検討課題の一つとして掲げ、検討を行っているところであり、平成16年6月に取りまとめられたところである。

＜家族的責任と職業上の責任の両立を可能にする施策の強化＞

【厚生労働省】

「子育てと仕事の両立支援」を推進するため、これまでも、保育サービスや育児休業を取りやすい環境づくりなどの取組が図られてきたところである。こうした中、昨今の急速な少子化の進行を踏まえ、平成15年3月に少子化対策推進関係閣僚会議において「次世代育成支援対策に関する当面の取組方針」が決定され、この中で、すべての働きながら子どもを育てている家庭に対して、

①子育て期間における残業時間の縮減など、男性を含めた働き方の見直しや多様な働き方を支援するための取組、

②育児休業取得率等の目標値の設定など、仕事と子育ての両立をより推進するための取組、

③待機児童ゼロ作戦の一層の推進や、働き方の多様化に対応した保育サービスの充実のための取組、
について、政府・地方公共団体・企業等が一体となって、総合的・計画的に推進していくこととされたところである。

こうした取組方針において掲げられた施策などを推進するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、平成16年度末までに、すべての地方公共団体、常時雇用する労働者数が301人以上の企業並びに職員を雇用する立場としての国及び地方公共団体の機関において行動計画の策定が義務付けられたところであり、今後、子育てと仕事の両立支援について、地方公共団体や企業において、行動計画に基

づき総合的・計画的な取組が推進されるよう、各般の施策を講ずることとしている。

また、行動計画に基づく取組に併せ、児童福祉法を改正し、更なる待機児童対策として、待機児童が多数いる市町村等に保育計画の策定を義務付ける措置を講じたところであり、育児休業制度等についても、制度をより利用しやすい仕組みとするための見直しについて、昨年4月以降計14回にわたり開催された労働政策審議会雇用均等分科会において審議がなされ、その結果を踏まえた育児・介護休業法改正案を平成16年2月、第159回通常国会に提出したところである。

＜家庭内の仕事の平等な分担の促進、女性の役割についての固定観念の是正＞

【文部科学省】

文部科学省としては、家庭生活、地域生活への男女の共同参画の促進や、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくための学習機会の充実に努めている。

家庭教育においては、子育てのヒント集として平成11年度から配布している家庭教育手帳等において夫婦は互いに尊重しあい、共同して子育てをすることなどを呼びかけている。

学校教育においては、新しい学習指導要領(小・中学校では平成14年度から全面实施し、高等学校では平成15年度から学年進行により実施)の高等学校家庭科等において、家族・家庭の意義や社会とのかかわりについて学習する際に、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について認識させる等の内容を充実している。

社会教育においては、男女共同参画社会の実現に向け、女性の社会参画を支援するための学習を充実するとともに、男性に対しても男女平等意識の涵養を図り、仕事だけでなく家庭生活や地域活動の参画を支援する事業等を推進し、各都道府県においても、家庭や地域活動における男女共同参画の促進に資する学習等を実施している。さらに、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策についての実践的な調査研究を行う。

今後とも、性別に基づく男女の固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、男女平等の理念に基づく教育を、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において一層充実していきたい。

36. 委員会は、民法に依然として存在する差別的な法規定を廃止し、法や行政上の措置を条約に沿ったものとする 것을要請する。

38. 委員会は、人権擁護法案で提案されている人権委員会が、独立機関として、女性の人権に適切に対処することが確保されるよう、国内人権機構の地位に関する原則(国連総会決議 1993 年 12 月 20 日 48/134 附属文書、いわゆる「パリ原則」)に基づいて設置されることを勧告する。

<民法の差別的な法規定>

【法務省】

法務大臣の諮問機関である法制審議会は、平成3年1月から、民法の婚姻制度等に関する規定の見直し作業を進めてきた結果、平成8年2月、同大臣に対し、「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。この要綱における改正事項には、女子差別撤廃委員会の最終コメントで指摘された婚姻最低年齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、夫婦の氏の選択などの問題が含まれている。

これらの問題は、婚姻制度を含む家族制度の在り方や国民生活にかかわる重要な問題と認識しており、答申の内容に沿った民法改正については、国民各層や関係各方面における議論の推移を踏まえて、大方の国民の理解を得ることができるような状況で行うことが相当であると考えている。

<人権委員会について>

【法務省】

平成14年3月に国会に提出した人権擁護法案は、本年10月衆議院が解散されたことに伴い廃案となった。

法務省としては、人権擁護法案の再提出を目指して、最大限の努力をする所存である。同法案は、パリ原則の要請にも十分にこたえているとともに、独立性の観点からも問題がないものと考えているが、平成14年3月の法案提出時からの諸事情の変化等を踏まえ、再提出する法案の内容について、今後、十分に検討したい。

(参考)

パリ原則とは、国内人権機構の役割、構成等についての指針を示したものであり、その主な内容は、①国内人権機構の役割に関しては、政府への意見提出、人権啓発・教育の責務を有すること、②組織・構成に関しては、その独立性と多様性を保障するため、多元的代表と十分な財政的基盤を確保すること、③活動の方法に関しては、調査権限を有すること、必要に応じて地方事務所を設置すること、関係組織等との連携を図ること、④補充的に個人の人権侵害事案の被害救済のための権限を与えることができることなどである。

39. 第 5 回報告で締約国が表明している懸念に留意しつつ、委員会は、締約国が条約の選択議定書の批准の検討を継続することを推奨する。委員会は、選択議定書の提供するメカニズムが司法の独立を強化し、司法が女性に対する差別を理解する上での助けとなると確信している。

40. 委員会は、締約国が、2006 年が期限の次回定期報告において、この最終コメントで提起された個々の問題に対応することを要請する。委員会は、また、締約国が、性別、年齢別の包括的なデータを収集、分析し、次回報告に含めることを要請する。委員会は、また、同報告で、条約の実施においてとられた法制度、政策、プログラムの成果や影響についての情報を明らかに示すことを要請する。

＜選択議定書の批准＞

【外務省】

女子差別撤廃条約選択議定書が定める個人通報制度については、本選択議定書のほか、自由権規約選択議定書等にも定められているが、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられる。しかし、司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがあり慎重に検討すべきであるとの指摘もあることから、現在のところ我が国は個人通報制度を受け入れていない。現在、政府においては、自由権規約選択議定書の下で自由権規約委員会に対して行われた個人通報の事例が比較的多いため、右の具体的な通報事例を可能な限り収集し、委員会及び関係国の対応等について研究している。本選択議定書については、このような研究を通じてその締結の是非につき真剣かつ慎重に検討しているところである。

＜最終コメントへの対応、次回報告での包括的データ等の提供＞

【内閣府】

政府としては、委員会からの最終コメントを真摯に受け止め、その内容を十分に検討した上、関係各府省庁間の連携を図りつつ、適切に対処していきたいと考えている。

統計情報に関しては、男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会において、男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関して監視を行い、平成 15 年 7 月に男女共同参画会議で報告し、「統計情報の収集・整備に当たっては、可能な限り、各個人、各世帯員、従業者、利用者等の性別を把握することが重要である」、「統計調査等の結果の表示に当たっては、原則、性別データを表示するとともに、可能な限り、男女の対比が可能となる表示や、性別と年齢をはじめとする他の重要な属性とのクロス集計の充実を図るなど、データの利便性に配慮した表示方法を採用することが重要である」と意見を述べており、今後もフォローアップしていく。

政府としては、最終コメントを踏まえつつ、引き続き、男女共同参画社会の実現のために努力し、その成果を次回報告に含めることとしたい。

41. 委員会は、一般の人々や、特に行政官、公務員、政治家に、法律上及び事実上の男女平等を保障するためにとられる措置とその分野でとられるべき追加措置について知らしめるため、この最終コメントの内容が日本において広く周知されるよう要請する。委員会は、また、締約国が、条約、選択議定書、委員会の一般勧告、北京宣言及び行動綱領、第23回国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」の成果を、特に女性団体や人権機関に対し、引き続き広く広報することを要請する。

42. 関連の国連会議、サミット、特別総会（例えば、国連人口開発特別総会、国連子ども特別総会、人種主義、人種差別、外国人排斥およびそれに関連する世界会議、第2回高齢者問題世界会議など）により採択された宣言、計画、行動綱領のジェンダーの側面を考慮にいれつつ、委員会は、締約国が、次回の報告に、条約の関連条項に関するそれらの文書の実施についての情報を含めることを要請する。

＜最終コメントの周知、条約等の広報＞

【内閣府】

内閣府では最終コメントを速やかに日本語訳し、英語の原文と併せてホームページに掲載し、広く一般への周知に努めている他、審議の概要や最終コメントの内容について直接報告する会を設けた。

また、各省庁の男女共同参画推進本部主管課に対し、最終コメントを配布するとともに、平成15年9月10日に開催した男女共同参画会議においても、関係各省庁大臣と有識者に対し、最終コメントの内容について報告を行った。

次回報告提出までの間に最終コメントの実施状況等について意見交換を行う機会を設けることも視野にいれつつ、今後も、様々な機会をとらえ、国連の諸活動や成果文書の周知に努めていくこととしたい。

＜関連国連会議等の成果について＞

【内閣府、外務省】

本要請を含む今般提示された委員会の最終コメントについては、その内容を十分に検討の上、関係省庁間の連携を図りつつ、政府として適切に対処していきたいと考えている。

内閣府としては、国連の動きを注視し、各種国連会議等の成果文書におけるジェンダーの側面を考慮しつつ、男女共同参画施策の推進に努めていきたい。